

P1 消費者センターホームページご活用ください

P2 出前講座・消費者教室のご案内

P3 消費生活展開催報告・消費者団体の紹介

P4 「なんでも買い取ります」という悪質訪問業者にご注意!

詐欺や悪質商法の被害に遭わないために!

江戸川区消費者センターホームページ

をご活用ください。

詐欺や悪質商法は、早期発見と初期対応によって被害を防ぎましょう。消費者センターでは、ホームページで、事例別に初期対応のしかたをご案内しています。

トラブル初期対応

公的機関を名乗る質問電話 (本人や家族の個人情報を盗む手口です。)

電話で「あなたの名前を貸してほしい。」は詐欺です

(承諾すると、最後はお金を払わなければなりません。)

「アダルト利用料金が未納です。」という自動音声電話

(相手は連絡を待っています。連絡をすると相手の罠にはまります。)



架空請求など不審なメール

架空請求の特徴と対応のポイントを紹介しています。

アダルトサイト料金請求

年齢認証ボタンや画像をクリックしたら登録になった

「請求画面が消えない!」ワンクリック請求トラブルの対処方法



インターネット通信販売

通販サイトで買い物をするときに...だまされないためのチェックポイント

その他

架空請求発信元一覧 ・ インターネット通販悪質サイト一覧

なども掲載されています。ご活用ください。

悪質商法被害の防止や消費生活の勉強会に無料で講師を派遣します

出前講座 ご利用ください



消費者センターでは、悪質商法被害の防止や消費生活の知識に関する勉強会、講座、講演会などへ講師を派遣しています。江戸川区内の団体、サークル、地域の会合など、おおむね10人以上の集まりであれば無料でご利用いただけます。

講義内容の例

- 悪質商法の最新の手口や被害と対処法
- 契約についての基礎知識
- 商品を選ぶときに…表示の見方
- 製品事故とくらしの安全



催眠(SF)商法

最初は安価な値段で購買意欲を高め、最後には高価な品物売りつける商法。

(講演時間は30分～2時間程度で調整できます。)

講師

消費者センターの消費生活相談員や外部の専門講師などです。

ご依頼の内容・ご要望をお伺いし、講師を派遣いたします。



申込み要件・申込み方法等

- ・実施場所(会場)は、申込み団体にて確保をお願いします。
- ・実施日の1か月前までに申込み(所定の申請書)をお願いします。

詳しくは、江戸川区消費者センターにお問い合わせください。

電話 03-5662-7635 FAX 03-5607-1616

消費者教室「いつまでも元気を保つ食生活」

参加者募集(12月1日より受付開始)

日時 平成28年12月20日(火)午後1時30分～
会場 グリーンパレス 集会室304(江戸川区松島)
講座内容 食品の塩分を測定・食品表示・健康献立など
対象者 区内在住・在勤・在学者 30名(先着順)
講師 東京都消費者啓発員 市川 由紀子氏
申込方法 電話で直接消費者センターにお申込みください。



12月1日(木)午前9時～ 電話 03-5662-7635

江戸川区消費生活展

「くらしフェスタ2016」を開催しました



10月28日(金)、グリーンパレスにて、消費生活展「くらしフェスタ2016」を開催し、350人の方々にご来場いただきました。会場内では、～手をつなごう消費者の輪(わ)～をテーマに、消費者団体6団体による日頃の活動成果の発表や体験コーナー、関係機関3団体による、暮らしに役立つ展示や相談コーナーが設けられました。ご来場いただいた皆様ありがとうございました。



飲料の糖度調べ(江戸川区消費者団体連絡会)



小松菜入り豆乳のスムージー(ACサークル)



和服のリフォームファッションショー(あじさい)



暮らしの情報コーナー

ACサークル(江戸川区消費者センター登録消費者団体)

サークル紹介コーナー

昭和48年11月に設立した料理サークルです。料理を通じて、会員相互の親睦を図りながら、家族の健康のための情報交換をしています。(現在、会員の募集はしていません)
活動場所は、グリーンパレスです。月1回の定例会議と年10回の料理講習をしています。会員は30名です。
江戸川区成人式の会場「はたちを楽しむつどい」では、毎年、マドレーヌ1,000個を作り、成人を迎えた方々にお配りしています。





何でも買い取りますという悪質訪問業者にご用心！

不用品だけのつもりが貴金属を安く買い取られた。 という相談が増加しています。

訪問した業者に貴金属等を買取られる「訪問購入」の相談が多く寄せられています。

「すでに処分した」などと言われ商品を取り戻せないケースがほとんどでしたが、平成25年2月より訪問購入(買い取り)についてもクーリング・オフが可能となりました。

訪問した業者にしつこく言われ怖かったので仕方なく売却してしまったと泣き寝入りせず、困った時は、消費者センターにご相談ください。



【相談事例】

Aさん： ネットで検索したリサイクルショップに「古い着物」の買い取りを申し込んだ。

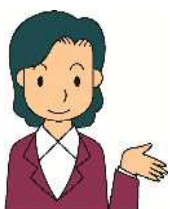


着物の査定後に、貴金属はないかとしつこく言われ、強引さに負けて売ってしまった。今思うと、最初から貴金属の買い取りが目的だったようだ。買い戻したい。

Bさん： 見知らぬ業者から、古い靴を東南アジアに送るため買い取りたいという電話があり、古靴が役に立つならと訪問を承諾した。古靴以外に、指輪など貴金属はないかと言われ、断ったが帰ってもらえず、安値で買い取られてしまった。



【アドバイス】



- ・必要のない勧誘はきっぱりと断りましょう。
 - ・普段から留守番電話にしましょう。
 - ・訪問業者は玄関に入れないようにしましょう。
 - ・売却したくない場合はきっぱりと断りましょう。
 - ・契約してしまった場合でも、8日以内ならクーリング・オフが可能です。
- 消費者センターに早めにご相談ください。

江戸川区消費者センター

〒132-0031 江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス1階

相談電話 03-5662-7637(直通)

相談時間 月曜～金曜日 午前9時～午後4時



土曜・日曜日でお急ぎの方は、全国消費者ホットライン「188」番をご利用ください